史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託 事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 適用

この実施要領は、「史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託」(以下「本業務」という。)を行う事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 目的

岐阜市は、昭和59年度から岐阜城跡山麓居館の発掘調査を実施している。平成19年度から同30年度までの調査では、信長期と考えられる複数の庭園遺構等を確認している。信長が作り上げた山麓居館は、個々の庭園ごとの意匠を凝らすだけでなく、それぞれの空間が岩盤や谷川を介して繋がる大きな庭園空間であることが明らかにされている。

本業務は、『史跡岐阜城跡整備基本計画 2021-2031』(令和3年12月策定。以下、「整備基本計画」という。)に基づき、史跡岐阜城跡山麓居館の価値を顕在化し、来訪者に視覚的に伝えるなど、適切な庭園遺構整備の基本設計を実施するもので、令和5年度から令和6年度にかけて2か年で実施する。本業務は、史跡の保存活用に関わる業務であり、高度な技術的知識や経験に基づく判断を必要とする。

そこで、本プロポーザルは、本業務に対する企画提案を求め、最も適切な創造力、技術力、 実績等を持つ事業者を選定するために実施するものである。

3 業務概要

(1)業務名 史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託

(2)履行期間 令和5年度:契約締結日から令和6年3月25日まで

令和6年度:契約締結日から令和7年3月25日まで

(3)業務内容

令和5年度:①与条件の整理、諸施設の検討

ア. 与条件の整理、現地調査等

イ. 諸施設の検討及び設定

ウ. 委員会等での補助及び資料作成

②中間報告書の取りまとめ

令和6年度:①基本設計図書の作成

ア. 諸施設の意匠の詳細検討

イ. 基本設計図の作成

ウ. 橋の予備設計

エ. 概算工事費の算出

オ. 年次計画の作成

カ. 整備に向けた課題の整理

キ. 委員会等での補助及び資料作成

②基本設計書の取りまとめ

※詳細は、別紙「史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)参照

(4) 予定価格

令和 5 年度: 12,562,000 円

令和6年度:20,201,000円 ※岐阜市議会(令和6年3月)による議決を経て確定

(5) 前払金 なし

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者である こと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書の提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定による資格停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5)過去20年間において、国の史跡または名勝に指定されている城跡整備かつ庭園整備の設計に関わる業務の受注実績があること。
- (6)(5)に示す業務の経験がある者を業務主任者として本業務に配置することができること。

5 提出書類等

(1) 提出書類 ※必要な書類は、岐阜市のホームページから入手すること。

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

様式		書類名	部数	提出期限
1	様式1	参加表明書兼誓約書		6月5日
2	様式2	提案者情報書 (別紙1)会社業務受注実績調書(城跡整備) (別紙2)会社業務受注実績調書(庭園整備) ※業務実績の内容が確認できる契約書等の写 しを添付すること		c H 00 H
3	様式3	業務実施体制(別紙)工程	6 部	6月22日
4	様式4	業務主任者情報		
(5)	任意	企画提案書		
6	様式5	令和5年度見積書 (別紙)見積内訳書		
7	様式6	令和6年度見積書 (別紙)見積内訳書		

(2) 参加表明書兼誓約書の提出

(ア)提出期限:令和5年6月5日(月)午後5時まで

(イ) 受付時間:午前9時から午後5時まで(月曜日から金曜日まで) ただし、正午から午後1時までを除く。

(ウ)提出場所:岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課岐阜城跡整備推進室

(エ)提出方法:参加表明書兼誓約書(様式1)を提出場所までに持参もしくは郵送するこ

と(電子メールでの提出は認めない)。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があった ものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任 意・代表者印及び辞退理由必須)を提出期限内に持参すること。

- (3) 提案者情報書、業務実施体制、業務主任者情報、企画提案書、見積書等の提出
 - (ア) 提出期限: 令和5年6月22日(木)午後5時まで
 - (イ) 受付時間:午前9時から午後5時まで(月曜日から金曜日まで) ただし、正午から午後1時までを除く。
 - (ウ)提出場所:岐阜市司町 40 番地 1 岐阜市役所 10 階 岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課岐阜城跡整備推進室
 - (エ)提出方法:提出書類(5 提出書類等の(1)の②から⑦)を番号順に並べ、提出場所までに持参もしくは郵送すること(電子メールでの提出は認めないので注意)。 ※提出期限までに未提出の場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (4) 提案者情報書について
 - (ア) 提案者情報書(様式2)

会社情報について必要事項を記載すること。

- (イ) 会社業務受注実績調書(城跡整備)(様式2_別紙1)
 - ・過去 20 年間に受注した業務において、国の史跡または名勝に指定されている城跡整備の設計に関わる業務の実績を最大 3 件記載すること。
 - ・記載された業務実績の内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。
 - ・城跡整備に関するパンフレット等が刊行されている場合は併せて6部提出すること。
- (ウ) 会社業務受注実績調書(庭園整備)(様式2_別紙2)
 - ・過去20年間に受注した業務において、国の史跡または名勝に指定されている庭園整備の設計に関わる業務の実績を最大3件記載すること。
 - ・記載された業務実績の内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。
 - ・庭園整備に関するパンフレット等が刊行されている場合は併せて6部提出すること。
- (エ)業務実施体制(様式3)及び工程(様式3別紙)
 - ・契約締結後における業務の実施体制について、人員配置(業務主任者の氏名、業務担当者の人数)、岐阜市と受注者の役割分担等を記入すること。
 - ・仕様書の業務内容の各項目(与条件の整理、諸施設の検討、中間報告書の取りまとめ、基本設計図書の作成、基本設計書の取りまとめ、打ち合わせ、照査)について、 月ごとの工程を記入すること。
- (才)業務主任者情報(様式4)
 - ・業務主任者が過去 20 年間に従事した、国の史跡または名勝に指定されている城跡整備または庭園整備の設計に関わる業務の担当実績等をそれぞれ最大 3 件記載すること。
- (5) 企画提案書、見積書について
 - (ア) 企画提案書作成の留意事項
 - ・企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・縦型・横書き・片面・左上1箇所綴じの印刷物で、(イ)「企画提案書記載事項」における各項目の記載頁数の上限を超えない範囲とする。
 - ※なお、上記の記載頁数(上限)には、表紙及び目次の頁数は含まない。
 - ・この手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び

計量法によるものとする。

- ・企画提案書の様式は任意とするが、(イ)の「企画提案書記載事項」に示す構成及 び順序とすること。
- ・企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現 とすること。
- ・評価の公平性を保つため、企画提案書等には、提案者を識別でき得る情報(社名、 ロゴ、製品名等)を含んではならない。
- ・企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- ・企画提案書及び見積書の作成に当たっては、3 業務内容の(4)予定価格を上限 として作成すること。

(イ) 企画提案書記載事項

- I.業務実施方針及び整備の考え方(コンセプト等) …A4版1頁以内
- Ⅱ.整備手法に関する具体的な提案(整備基本計画の170頁に記載されている山麓居館 庭園整備の方針を踏まえたものとすること、写真や図の挿入可)…A4版2頁以内
- Ⅲ. 整備後のイメージ(類似事例の写真、イラスト、ラフスケッチ等) …A4版3頁以内
- (ウ) 見積書作成の留意事項 (様式5、様式5_別紙、様式6、様式6_別紙)
 - ・令和5年度見積書(様式5)及び令和6年度見積書(様式6) 見積書は、令和5年度と令和6年度別々に作成すること。見積書には、称号又は名 称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
 - ・令和5年度見積内訳書(様式5_別紙)及び令和6年度見積内訳書(様式6_別紙) 業務内容に対応した各年度の見積金額の内訳を記載すること。

6 提出書類の取扱い

- (1) 提出期間終了後は、岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類(上記(3)の複製を含む。)は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案者から提供された従業員等の個人情報は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみ に用いることとし、他の用途には用いない。
- (7) 個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の規 定に準じて取り扱う。
- (8) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

7 事業者選定に係る日程手続

※日程については、岐阜市の都合により変更する場合がある。

	手続	日 程
1	募集の公告	令和5年5月22日(月)~6月5日(月)
2	参加表明書兼誓約書の提出期限	令和5年6月5日(月)午後5時
3	質問受付	令和5年5月22日(月)~5月29日(月)午後5時

4	質問回答	令和5年5月31日(水)
5	提案者情報書、企画提案書、 見積書等の提出期限	令和5年6月22日(木)
6	ヒアリング、審査	令和5年7月14日(金)
7	審査結果通知	令和5年7月下旬 ※調整中

8 参考資料の提供

- (1) 企画提案書等の作成にあたり、仕様書に記載されている参考資料を提供する。
- (2) 受け取り方法 直接または郵送にて行う
- (3) 資料請求の期間 公告日から6月5日(月)まで
- (4) 参考資料の返却 審査結果通知後、参考資料を速やかに返却すること。

9 質問及び回答

- (1) 質問方法
 - (ア) 所定の質問票(様式7)を電子メールで提出し、必ず電話にて電子メールが届いたか どうかを確認すること。
 - (イ) 電子メールアドレス bunkazai@city.gifu.gifu.jp
- (2) 質問票提出期限 令和5年5月29日(月)午後5時まで
- (3) 質問の回答方法

質問の回答は、質問者を伏せて市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルに公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日 令和5年5月31日(水)

10 審査の方法

(1)審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則(平成25年岐阜市規則第18号)に基づき、「史跡岐阜城跡山麓居館庭園整備基本設計業務委託事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、最優秀者1者及び次点1者を特定する。ただし、評価項目の最高得点(1000点)の6割未満の得点の者は選定しない。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審議し、特定する。

- (3) ヒアリング
 - (ア) 企画提案書を提出した者には、以下のとおりヒアリングを行う。
 - ①実施日 令和5年7月14日(金)(岐阜市の都合により日程変更の場合がある)
 - ②出席者 業務従事者を含む 3 人以内
 - ③内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
 - ④時間 1 者につき説明 15 分、質疑応答 10 分
 - ⑤その他 ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

ヒアリング時に、審査委員会の委員との利害関係の有無に関し、任意の書面にて申し 出ること。 説明の際、プレゼンテーション資料 (パワーポイント等)の使用は認める。ただし、提出した会社業務受注実績調書及び企画提案書の内容から逸脱しないこと。なお、プレゼンテーション資料を使用する場合は、事前に事務局に申し出ること。

11 審査の基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び配点は、別表「評価項目一覧表」のとおりとする。

12 審査結果の通知

審査完了後、結果、評価項目ごとの点数及び合計点を後日参加者全員に文書で通知するとと もに、市ホームページで公表する。また、結果に対する異議は受け付けない。

13 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書の細目について担当部署と協議を 行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、 候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、最優秀者として特定された者との協議が 不調のときは、審査による順位づけに基づき次点の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを順守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤 等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (4) 本業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を岐阜市と協議した上で決定するため、事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合には、企画提案書等を無効とする とともに、虚偽の記載をした者に対して岐阜市競争入札参加資格停止措置要綱の規定に より資格停止措置を行うことがある。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。なお、失格となった場合は、別途 通知するものとする。
 - (ア) 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (イ) 本プロポーザルを公告した日以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた 場合
 - (ウ) 令和5年度見積書(様式5)及び令和6年度見積書(様式6)の金額が企画提案書等の提出時に予定価格を超える場合

15 事務局 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課岐阜城跡整備推進室 担当:高木、鳥本

電話 058-214-2365 (直通)

電子メールアドレス bunkazai@city.gifu.gifu.jp

別表:評価項目一覧表

番号		評価項目		評価の着目点		配点
1		大名 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	事業者の業務受 注実績(城跡整 備)	国の史跡または名勝に指定されている 設計に関わる業務受注実績	る城跡整備の	200
2			事業者の業務受 注実績(庭園整 備)	国の史跡または名勝に指定されている <u>庭園整備</u> の 設計に関わる業務受注実績		200
3					80	
4			業務実施方針及 整備基本計画の内容を的確にとらえた業務実施方 び整備の考え方 針及び整備の考え方が示されているか			80
5			整備手法に関する具体的な提案	整備基本計画における山麓居館庭園整備の方針に沿って、魅力的かつ実現可能な整備手法が具体的に提案されているか		200
6	案	整備後のイメージ 類似事例の写真、イラスト、ラフスク 整備後のイメージが分かりやすく れているか		•	140	
7	価 基準額(予定価格) に 格 「価格点の上限ー{(令和5年度	50
	点					50
					合 計	1000

※小数点第2位以下は切り捨て